

令和6年度（第2回） ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理事業検討委員会 議事要旨

1. 開催日時 令和7年3月25日（火）10：00～12：20

2. 開催場所 JESCO本社5階会議室及びWEB（各所）

3. 出席者

検討委員 : 永田委員長、川本委員、酒井委員、高岡委員、東委員、益永委員、宮田委員、若松委員（以上、対面出席）、岡田委員、松藤委員（以上、WEB出席）

オブザーバー : 北九州市、愛知県、豊田市、東京都、大阪市、北海道、室蘭市、環境省、厚生労働省、経済産業省、総務省、（公財）産業廃棄物処理事業振興財団（以上、WEB出席）

4. 議題/議事（公開）

【開会挨拶】

開会に際して、JESCO鎌形社長より挨拶があった。

PCB処理事業について、現在は東京・北海道事業所で処理を継続中であり、処理に影響する大きなトラブルなく、来年度の終了に向けて操業を着実に進めていく。解体撤去について、昨年度に処理が終了した西の3事業所では本格的に実施しており、東京・北海道事業所でも先行解体が始まっている。その進捗を報告するとともに、解体撤去実施マニュアルの一部改訂について審議を願いたい。PCB廃棄物処理事業の記録の作成に係る資料の整理や作業状況についても審議を予定している。

【議題】

(1) PCB処理事業の終了に向けた状況について：環境省(資料1-1)、JESCO(資料1-2)

資料1-1 特になし

資料1-2

- 令和7年度の見通しを立てて出している資料であり理解しやすい記述への修正が必要である。処理最終盤において休眠倉庫などから発見物が大量に追加登録されている状況であるが、見落としのないような対応方針が必要である。（永田委員長）
 - 西日本、大阪での状況を踏まえ、東京と北海道の企業でも見落としなどへの声掛けを再度行った。（水信課長）
- 今後、東京と北海道で事業が終了した後、新たに発見されるものの量的な推定はどうなっているか。（永田委員長）
 - 東日本については声掛けを綿密に行っているため、休眠倉庫の例の量のコンデンサは想定していないが、変圧器やコンデンサも小型のものについては可能性がある。これまでの登録実績を見ると駆け込みの登録や若干の登録時期のずれ込みがみられたので、計画では安全率として1.2を乗じている。（水信課長）
- 資料の修正の際に反映してもらいたい。登録受付終了後に発見された廃棄物は、基本的にJESCO事業終了後の処理とならざるを得ないので見込みについて注意が必要である。（永田委員長）

(2) 令和6年度 PCB処理事業の取組状況について (資料2-1、資料2-2、資料2-3)

資料2-1 特になし

資料2-2

- PCB 処理事業の取組状況という表題に対し、後半に解体撤去の情報が多く含まれている。例えば 15 ページ表 7 の運転異常の項に、すでに解体撤去に入っている大阪・豊田が含まれている。来年度以降の東京・北海道事業終了後には不要となる資料であることを意識し、一般市民にも明確に状況が理解できるような記述をする必要がある。
 - 構成内容、用語について見直す。（足立部長）
- 11 ページ、運転廃棄物等の保管状況について、解体作業から出てくる廃棄物は含まれない理解でよいか。（川本委員）
 - 解体時のものは解体撤去物として区分されている。（足立部長）
- 15 ページ、トラブルの発生状況において、豊田事業所におけるトラブルはすべて漏洩であり、人的ミスによる誤作動ではなく経年劣化が要因とみられるが、解体作業であることと関連性があるのか。これから東京や北海道事業所の解体作業の参考としてどのような解析を行っているか。（川本委員）
 - 他事業所は水平方向に設置されている一方で、豊田事業所の施設は 30 メートル以上垂直方向に設置されており、圧力により漏れやすいなど構造的な要因が豊田の特徴として考えられる。（足立部長）
 - 例え 4 月 25 日のホース接続部からの漏洩について高低差による圧力要因も原因の一因として想定している。豊田 4 件のうち 3 件が解体撤去での液抜き洗浄作業中であり、このような非定常作業でのトラブル発生防止について注意喚起も含め対応をとっている。運転異常の 1 件、冷却水の漏洩については定期点検前に真空超音波洗浄設備稼働を続行していた中の事例であり、操業時でも起こりうる例である。（石垣所長）
- 非定常作業での事例には水平展開すべき情報が多く含まれており、他事業所への情報提供を想定した情報整理が必要である。（永田委員長）
- 7 ページ図 2-2 北海道事業の安定器の処理実績において、定期点検中にも関わらず処理実績が見られる部分がある。定期点検と処理実績の相関について説明を願う。（酒井委員）
 - 1 炉と 2 炉があり、片方の炉の定期点検であった。全体の電気設備等基本設備の点検と区別して示していなかった。他の関連図含め、注釈などで資料に反映する。（足立部長）
- 関係者へのトラブル報告の漏れがある。操業時のトラブル報告についてそれぞれの事業所ごとにルールがあると思うが、解体撤去時には少しルールの変更があるのではないか。安全や環境影響については考慮されているが、解体撤去のスケジュールに対する影響についても考慮し、規程の見直しが必要ではないか。これまでの規程について解体撤去を想定して一度すべて洗い出し、改定が必要であれば対応を願う。解体撤去は非定常作業であり、ルールなりマニュアル、ガイドラインなど事前の対応が必要である。（永田委員長）

資料 2-3 特になし

(3) PCB 廃棄物処理施設の解体撤去の進捗状況について (資料 3-1、資料 3-2)

資料 3-1

- 同資料中の参考に、基本方針概要として解体撤去の考え方方が挙げられているが、環境配慮なども基本方針について書いてあるので、資料に含めることを検討願いたい。（永田委員長）
- アスベストの対応など法に則った調査対応を予定しているということだが、明記するのが良い。関連して各事業所の建設時期の記載が必要である。（永田委員長）
 - 諸元としてまとめる。（相澤部長）
- 4 ページ、処理事業として可能な限り有価物として扱い出しをする姿勢について、経済性のバランスもある一方で、国費の費やされた事業の終了にあたって効率的な処理・解体撤去を実現していく思想を打ち出してほしい。事業所毎の有価物・産廃・アスベストのような特管・低濃度・高濃度について量の仕分けと整頓が必要である。さらに、解体撤去についても同様であり解体撤去に当たってのエネルギー消費、全体でみたときの経済性を示すための情

- 報の収集が必要である。安易に低濃度 PCB 廃棄物で出すのではなく、解体撤去物を合理的に仕分けし、それを国民に説明する義務があると考えていただきたい。（永田委員長）
- 解体撤去物の無害化処理の具体的な処理方法について補足説明がほしい。（川本委員）
 - 北九州事業所の場合は地元の無害化処理認定施設を使用し固定床炉処理が使われている。（渡辺所長）
 - 解体撤去管理レベルについて、事業所によりⅢとⅡの違いが出た原因、理由は何か。（松藤委員）
 - 付着物の濃度と作業環境の濃度で決定されるため実測値を元に判断している。例えば豊田事業所には機械が集約されており、空間が狭く、除去分別ができなかつたなどの理由がある。（相澤部長）
 - 事業所による手解体、手解体などプロセスの違いがあるが実測値で決定した。（渡辺所長）
 - 測定値で決定されるとしても高レベルでの対応が必要になった場合、レベル設定の理由が分かるように各事業所とも記載した方がよい。（永田委員長）
 - 31-32 ページに豊田事業所トラブル事象の原因を調査中とあるが、どの程度まで原因究明が進んでいるか。（高岡委員）
 - 事象1は対応終了。事象2について自動弁グランド部の緩みが原因であり、増し締めで対応できた。水平展開として他の同様のバルブの点検を行い終了した。他のバルブに緩みは認められなかった。事象3についても原因推測を行い、ドレンプラグの溶接、シール部には問題がなかった。プラグ部分の増し締めで解決したためこれが原因と考えている。いずれも報告を取りまとめ中である。（石垣所長）

資料 3-2 解体撤去実施マニュアルの改訂

- アスベスト禁止となる 2004 年以前は接着剤等にアスベストが使用されていた。ほとんどの施設は 2004 年以前に契約を結んでおり、発注者として、アスベストを使わない指示を出していくべきではないと考えられる。（東委員）
- 資料保管について検討とあるが、どういう形でいつ頃決めていく予定か。（永田委員長）
 - 労働安全衛生法の改正に伴う 30 年保存の義務付けについては、社内規程を見直して対応する予定である。運輸会社の解散後に出資法人・親会社が管理する場合の保管場所等の確認方法など、いろいろな状況を想定して制度を設計する。また、解体撤去の際の PCB 曝露についての対策は、解体撤去マニュアルにも反映しており、社内規程で保存方法等を規定する。見直しのプロセスとしては、令和 6 年度の作業安全衛生部会において既に対処方針が了承されていることから、社内規定の見直しを進め、その後改めて作業安全衛生部会でご審議いただきたいと考えている。令和 7 年度の部会で行う予定である。
 - （作花審議役）
 - 個人情報保護の扱いから公開の了承が得られない場合もあるが、データとして記録、場合によってはサンプルも保存して対応しておくことが必要である。（東委員）

(4) 令和 6 年度 内部技術評価及び解体撤去工事監査の実施について （資料 4-1、資料 4-2）

資料 4-1 及び 4-1 別紙

- 別紙 1 ページの評価対象事業所及び評価実施日の表について、評価回数の表記が第 20 回などとなっているが、第 20 回目などわかりやすくすること。また同表注書きで、北九、豊田、大阪の評価対象期間が処理終了の令和 6 年 3 月末までとなっていることについて、令和 6 年度からは、解体撤去工事監査の方で技術評価について対応することをはっきり記載すること。（永田委員長）

資料 4-2

- 今後、解体撤去期間中、処理対象物がなくなった後の操業はこれまでと異なるので、どのよ

うな設備を運転すべきか。エネルギーや水資源の消費を可能な限り効率的に抑制することやCO₂抑制といった環境対策にもなる。先行事例などを調べて設備の保全が十分かだけでなく施設の活用の方法を考えるなどを示すことが重要であり、そのような取り組み体制も監査項目に含めることを検討してもらいたい。（永田委員長）

(5) JESCO 事業に関する記録の作成と資料の整理について (資料 5)

資料 5

- 環境省、JESCO 本社の共通編、各事業版それぞれの報告書が出る。これまで携わった方々の経験や意思を報告書の中に反映させたい。目次案の検討などに2～3年、完成は4～5年を限度に迅速に進めたい。目次案を見直しながら執筆も並行して進めること。トピックスの執筆者のリストアップや情報収集も必要であり北九州を先行として実施していただきたい。（永田委員長）
 - 今年度は目次案の作成を進めてきた。30 年間処理が進まなかつたものがいかにして地域の方のご理解を得ながら今までやることができたか、記載の目次案含め事業部会のご意見を頂きながら検討してきた。また、関係各所と相談しながら、記述に関わってもらえる関係者をリストアップしながら取り組みたい。（JESCO 渡辺所長）
- 施設の建設費、特に操業のデータについて LCA の視点での対応が必要であり、また、日本の処理実績を誇るにはどの程度の国民的負担が生じたか考慮する必要がある。具体的な処理費用だけでなく運搬費用、事業者が支払った費用を含め関連する情報を幅広く収集してもらい、どのような情報が示せるかを検討する必要がある。また、事業部会・監視委員会での議論の状況や、トラブル、メンテナンスといった技術系の情報整理も含めてほしい。（永田委員長）
- JESCO 本社の共通編では 5 事業所のデータ比較の観点を入れ、異なる処理方式によるコストや課題、CO₂ の発生量などの差異を整理する必要がある。（永田委員長）

5. 事務局からの連絡事項

次回の委員会の日程は委員長と相談の上、改めて連絡する。
本日の議事要旨は委員方の確認を経て、ホームページに公開する。

以上